

令和2年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年2月6日（木）13時30分から14時08分

2. 開催場所 香美市中央公民館2F会議室

3. 出席委員（16名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 4番 森田 良彦 5番 岡田 修一 6番 堤 曜雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 10番 西岡 久 11番 山崎 彰 12番 三木 克司 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（3名）

3番 横山 実男 13番 上島 陽子 14番 鍵山 佳広

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号 香美市農地利用最適化推進委員の辞任について
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会（13時30分）

それでは皆さん方お待たせを致しました。令和2年の第2回の定例会を行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたしたいと思います。

今日ではですね、ちょっと寒い冬らしい天気になりますて、引き締まる思いをしております。それぞれ皆さん、お忙しい中をお集りいただきまして有難うございました。

今日はですね、議案書の訂正もございませんし、本日の欠席委員は横山委員、上島委員、鍵山委員からですね、それぞれ欠席の願いの提出がされておりますのでご報告をさせていただきます。

それでは本日の会を順次進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。

なお、本日の議事録の署名につきましては水田委員、森田委員にお願いを致しますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議案書に沿いまして順次、会議を進めて参りたいと思いますのよろしくお願ひをします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は上佐山田町船谷字カキナガシ
10番1、地目は畠、面積は1,017m²、譲渡人、[REDACTED]

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字下中川502番
1、地目は畠、面積は784m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は
12,871m²、譲渡理由は経営縮小（労力不足）、譲受理由は経営規模拡大、
資料は2で10a当たり637,755円で総額500,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断しております。以上です。

三

庚

はい、以上、説明が終わりましたので、ただ今より、議案第1号農地法3条の許可申請についてですね、質疑を行いたいと思いますので、ご質問がある方は举手をお願いしたいと思います。格段質問は有りませんかね。

——質 疑 な し ——

識

長

質疑が無いようですので、採決に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員握手——

清

11

はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権設定、申請地は香北町美良布字中屋敷1412番3、地目は田、面積は206m²、貸人、[REDACTED]、

用目的は木造2階建て住宅1棟、転用事由は「現在は、香北町内の賃貸住宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭となったことと、使用貸人の住居の近傍地に住居を構えることによって、将来的な介護等に備えるため。」ということです。農地区分は第2種農地、調査員は小松和啓委員で資料は3です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約500m以内に位置することから第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

はい、すいません、補足を小松委員お願いします。

委員（15番）

はい、これ3年位前にここへ家が建っております。ちょっとこの資料3-1では載っていないんですけども、裏の3-2を見ていただいたら白い家が見えておりますが、この家が3年位前に建てた家です。これが次女の家で、今回家を建てるのはそれの手前側の方へ長女が建てるということです。■さんのお母さんが家を建てるということです。別に周りの同意も得ておりますので問題無いと思われます。

議長

はい、有難うございました。それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、質疑を行いたいと思いますので、何かご質問は有りませんかね。

――質疑なし――

議長

各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長

はい、それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町楠日字八木山1413番、地目は田、面積は234m²、利用状況は山林、申請人、■、■、非農地化した理由は、平成15年頃より前に米作りを依頼していた人が、高齢となり、その息子さんも手伝えなくなり、戻された為、耕作放棄地となりました。調査員は堤委員で資料は4です。

2番、申請地は土佐山田町岩積字川原41番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は33m²、利用状況は雑種地、申請人、■、■、非農地化した理由は、20年以上前に耕作を放棄し、現在に至る。調査員は宮地玄一郎推進委員で資料は5です。

3番、申請地は香北町吉野字東ノ町260番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は315m²、利用状況は車庫、申請人、■、■、非農地化した理由は、平成7年に■が車庫がないため、■の申請土地を借用して建設したもの。なお、子供達が成人し、5台位駐車しなければならなくなつたために、広い面積が必要になりました。調査員は宗石委員で資料は6です。

4番、申請地は香北町美良布字東條岡306番3、地目は畑、農振区分は農用地、面積は26m²、利用状況は進入路、申請人、■、■、非農地化した理由は、住宅への進入路がないため、昭和50年から申請地を進入路として利用し、現在に至る。調査員は宗石委員で資料は7です。以上です。

議長

はい、有難うございました。議案第3号の非農地証明願いにつきまして、補足説明を順次、堤さんからお願いしたいと思います。

委員（6番）	はい、それでは資料4-1をご覧ください。ここは談議所の交差点になります。新道と旧道が交わったところで旧道を西へ5~60m行ったところから北へ細い道をずっと上がって行って、それから歩いてこの現場まで行きました。便利も非常に悪いですし、次のページの資料4-2を見ていただいたらわかりますように、山すそで笹が生い茂っておりますので山林というかたちで問題は無いと思います。以上です。
議長	宮地推進委員さん。
推進委員（2番）	資料のですね、5-1を見ていただけますか。これ南が戸板島の橋になる手前ですね。50mくらいのところですけども。周りも別に特別問題無いと思いますので大丈夫だと思います。以上です。
議長	はい、有難うございます。すいません、3番、4番を宗石委員さんお願いします。
委員（8番）	はい、3番の■さん、4番の■さんは親子でありまして、昔、香北町吉野の方に、この人住んでおりまして、土地も持っていました。その前の家が■さんということで、ずいぶん前からここを貸しておりまして、最近また新しく建て直したように聞いておりますが、近所の方の苦情もないため大丈夫ということでございます。
	それから4番は吉野からお父さんが美良布に引っ越しをして、ずいぶん前に家を建てまして、その息子さんが■さんという方が下の家に住んでおりまして、そこは入り口で畑を通ってましたが、畑も柿とか草だらけになっておりまして、問題無いと思います。以上です。
議長	はい、有難うございました。それでは先程の、議案第3号の非農地証明願いについて、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方でご質問有りませんか。
	はい、岡田委員。
委員（5番）	この2番ですよね、2番ですけど、黄色い角を非農地にするってきれいになっちゅうけんど、その周りもどうなっちゅうがです。状況が、この写真だけでは畑とかにもできんことでもないように見えるんですけど。
事務局	これ、ちょっと説明します。これちょっといろいろありますて、まず、ここは農地が20年以上前にですね、先々代位の時に、嵩上げをしておってその時から農地としては使ってない状況があります。この農地は元々農業振興地域の農用地です。この写真の②のところをよく見ていただくと、黄色の四角の右斜め上の方にちょっとお墓があります。ここへ納骨堂をやりたいという相談で、けどこれを全部非農地するのはちょっと問題があるということで、靈園とかそういうことではないと伺ってますので、33m ² ですかね、面積のそこまでしたら、墓を移設というか、これ、場所を変えているのは入り口がありまして、そこに近いところをそのままこの面積に、今ある墓を移して、ゆくゆくは納骨堂をしたいということで、それでここへ入るということで、今回この部分だけ非農地を認めて農振の除外をするという計画になっております。周りには今のところは農振の縛りが残るので何もできないというところになります。一応お墓の方もこちらがわかっていることは申請も問題無いようとして、隣が環境上下水道の施設になってますので、そこの通行許可とかですね、そういうのもすでに取られてますので、ここを非農地と認めればですね、この範囲に納骨堂が将来的には出来るという、一応口隠しをするようにということで環境上下水道課の方からは指導もあってるようです。墓が建つのは除外後なのでまだ

1年以上先になる予定です。

委員（5番）

そのほかの土地は農地で管理せなあいかんのよね。

事務局

そうですね、今のような状況で管理するということですね。

議長

この土地はですね、私もちよつと相談受けましたので見に行くこともありましたが、ずいぶん前から嵩上げして、写真ではですね、草も刈られて草が刈れてですね、秋ですのでこういう状況になってます。今までこれが草ぼうぼうになつたじやいことは今までありません。ただあの、■さんのお亡くなつた社長の弟さん、弟さんの名前の彫られた、先ほども説明がありましたが、資料5の2の②の枠で囲んだ右のちよつと向こうにですね、墓標みたいなもんが建つてます。ごめん、■さんの名前が彫られた、ちよつと石碑を置いてます。そこをお墓にするんかなあと思ったらですね。入り口を一等地を墓にするような計画になつてます。私も将来的に考えてここを分譲の墓にするというふうなこともあるかなあという思いもしましたけれども、そんなことせいでも、自分のところ全部管理をしてですね、ここへ弟さんの墓をこしらえるというふうなことになつてますので心配はないとは思いますが、あと農地にするとかそういう計画ではないようです。非農地になつてずいぶん経つてますので非農地証明願いが出てくれば非農地になると思いますけど。それから進入路つていうとおかしいですけど、5-1の黄色で囲った枠の下段、そこが水源地。右のちよつと色が変わつたような建物みたいのがありますけど、それが水源地ですが、そこへ入つて行つたり、工事をするためにですね、けつこう広い道が入つてます。そこは土地については香美市のものでありますけど、そこでですね、一応ここを通る許可ももらうちゅうということですので各段問題は無いと思いますので、ご報告をしておきます。以上です。

他に何かご質問は有りませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようすで採決に入つていいかと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長

それでは議案第3号の非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町神通寺字空田85番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は651m²、貸人、■、■、■、■、■、■、■、成立日、解約日は令和元年12月19日、引渡日は令和元年12月20日、解約理由は売買のためです。

2番、申請地は土佐山田町中野字松原丸475番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,538m²、外4筆、計5筆で合計面積が3,501m²、貸人、■

[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、
[REDACTED]、成立日、解約日は令和元年10月31日、引渡日
は令和元年12月31日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は土佐山田町町田字西ノ下639番、地目は田、農振区分は農用
地、面積は639m²、貸入人、
[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、成立日、解約日は令和
2年1月12日、引渡日は令和2年2月1日、解約理由は病気等で労力不足のた
めです。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたが、議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告
について皆さん方より、質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか
ね。

――質疑なし――

議長 各段無いようですので、この件についてはですね、報告案件ですので報告のみ
とさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告案件で
すが、これの説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ325
番8、地目は田、面積は249m²、譲渡人、
[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造瓦葺き2階建て住宅1棟、資料は8で調
査員は事務局公文です。以上です。

議長 はい、以上、第5号の農地法第5条の規定による届出の報告について説明があ
りましたので、ただ今より、この件につきましてご質問を受けたいと思
いますが、何か有りませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第5号の農地法第5条の規定による届け出の報
告につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての質問で有ります
が、説明をお願いをします。

事務局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致
します。

6ページ、まずは、農業公社による中間管理権の貸借事業になります。

1番、土佐山田町船谷の農地4筆、合計1,402m²を[REDACTED]の[REDACTED]
さんから借り受け、このあと、新規就農者の[REDACTED]さんに貸し付けることになつて
おります。賃貸借権で期間は15年となります。

2番、土佐山田町中野の農地5筆、合計3,456m²を、[REDACTED]の[REDACTED]
さんから借り受け、このあと、1番と同じ[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。賃
貸借権で期間は同じく15年です。

次に7ページに移ります。3,4,5番は、以前この会でも出ておりましたアンパンマンミュージアムの東の方で隣接した3筆の案件になります。

3番、香北町蒲生野の農地、1,158m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから借り受け、
このあと、[REDACTED]に貸し付ける予定です。賃貸借権で期
間は10年です。

4番は、香北町葦生野の農地、963m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから借り受け、このあと、[REDACTED]に貸し付ける予定です。賃貸借権でこちらも期間は10年です。

5番、香北町葦生野の農地、833m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから借り受け、[REDACTED]に貸し付ける予定です。賃貸借権で期間は10年です。

次に、9ページになります。

6番、新規設定で、土佐山田町山田島の農地、4,100m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

続いて7番。再設定になります。土佐山田町宮ノ口の農地、1,326m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

次に10ページにいきまして

8番、再設定で、土佐山田町中野の農地2筆、合計4,878m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

次、9番も再設定になります。土佐山田町松本の農地7筆、合計6,562m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

次に11ページにいきまして。

10番、再設定になります。土佐山田町神通寺の農地9筆、合計4,694m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

次に12ページにいきまして11番も再設定です。土佐山田町北滝本の農地4筆、合計4,572m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

12番、新規設定です。香北町葦生野の農地777m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、野菜を栽培します。賃貸借権で、期間は5年となります。

13番は再設定で、香北町猪野々の農地2筆、合計1,017m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は5年となります。

次に、14番、新規設定で、香北町葦生野の農地6筆、合計5,160m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんが借り受け、水稲ほかを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

最後になります。15番。新規設定で香北町谷相の農地10筆、合計3,065.91m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんから[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は20年となります。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思いますが、その前にですね、10番に[REDACTED]君の案件がありますので、[REDACTED]君に退席をしていただいて、この案件だけ先に済ませたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは皆さん方より、10番の案件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議長

格段無いようですので、10番の案件について賛成の方の举手をお願いしま

す。

全員举手

- 議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
■君、承認を受けましたので、報告をしておきます。
- 委員（5番） どうもありがとうございます。
- 議長 それでは続きましてですね、全部の案件について議案第6号についてですね、すべての案件について質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんでしょうか。
- 1番、2番の■さんてどこの人。新規就農者って聞いたき。
- 15番の■さんていう人はですね、先般、香美、香南、南国で新規就農者の歓迎会っていうか、そういうのがありましたけれども、その時に来ておられた■さんやと思います。柚子を作られゆうということで、家はこっちで物部の人やと思いますけども、今度新しく新規就農ですね、親の後を継いでなんか規模拡大してやりたいということで先般ありました。
- 事務局 ■さんは秦山町のアパートを借りています。
- 議長 秦山町でアパートを借りてですね、新しく、新規就農されるということで、よそから、大阪から来てやられるということで大変やとは思いますけれども、ぜひ、船谷、中野というところで新規就農をされるということですのでまたお気づきの時にはですね、ちょっと目をかけてやっていただきたいと思います。
- 他に何かご質問有りませんか。はい、宗石さん。
- 委員（8番） 貸借権のしまいから二つ目の■さん、この方1町6反も作っていながらですね、僕はよく見廻りに行くんですけど、ほとんど収穫のするような状態の田んぼを作っていないわけです。かなり荒らして確認作業の中にも1反の中に花を植てるということで見に行ったら、花が2~3個あっただけとか、近所の人がみんな苦情を言われてるようですが、これなんかもう少しちゃんとして下さいというふうに言うてからにしてもらえないでしょうかね。
- 議長 地元の人がそういう意見が出ちゅうということで今度ですね、許可が下りたということで何か農業委員会へ文書を取りに来ますか。売買の時には、そりやあ文書が無ければ売買できませんけど、賃貸の時にはどうなる。文書を送るだけ。
- 事務局 そうですが、実際は作って無かったら。
- 議長 送る前にですね、今日の委員会の中でこういう意見がありましたとそういうことはカチッと伝えておいていただきたいと思いますし、これから先ですね、近所の人も気が付いたらですね、他の土地、今度借りられる土地についてもですね、十分注意をしていただいて対応していくようにせなあいかんと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
- 他に何かご意見有りませんか。
- 質疑なし
- 議長 各段無いようでしたらでしたらですね、先程、宗石委員から出たご意見を本人に伝えて許可をするということで進めていきたいと思いますのでよろしくお

願いをしたいと思いますが、議案第6号香美市農地利用集積計画についての
質問であります、原案通り賛成の方の举手をお願いをいたします。

-----全員举手-----

議長

はい、有難うございました。全員賛成であります。

続きまして議案第7号香美市農地利用最適化推進委員の辞任について
ことで文書化をせなあいかんていうことですので、説明をしていただきたいと
思いますのでよろしくお願ひします。

事務局

はい、議案第7号香美市農地利用最適化推進委員の辞任について

農業委員会等に関する法律第23条の規定により、下記の者が香美市農地利
用最適化推進委員を辞任することに同意を求める。

令和2年2月6日 香美市農業委員会会長 原 心一

役職が農地利用最適化推進委員 氏名 大倉裕、住所 香美市土佐山田町逆
川1975番地、生年月日が昭和18年7月26日、備考といたしまして令
和元年12月31日付で辞任ということでちょっと補足説明させていただきます。

令和元年12月25日付けで、大倉 裕 推進委員より、農業委員会会長あて
に「辞任届」の提出がありました。

農業委員会等に関する法律第23条には、「推進委員は、正当な事由があるとき
は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」というふうに
規定されております。

さらに、第30条の方には、議決の方法として「総会及び部会の会議の議事は、
出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長または部会長の決するところ
による」とありますので、今回、大倉推進委員から辞任届が出たことについて議
案に上げさせていただきました。

辞任の理由につきましては、前回の会でも会長の方からお話をありがとうございましたが、
体調不良のため、とされております。

皆さんもご承知の通り、大倉推進委員は、昨年7月23日に怪我をされて、現在も療養中です。リハビリ等の結果、車イスによらず、支えがあればなんとか歩行
ができるという程度の状態になりましたけれども、会話については、こちらが
言うことはほとんど聞き取ることはできます。大倉さんからの発言、言葉の方は
慣れた方でないと聞き取れないというふうな状態です。

総合的に見て、推進委員の業務を続けることは、難しい状態であると判断しました
ので、本人から提出されました辞任届について、農業委員会の同意を求める
ものです。以上です。

議長

説明がありましたが、前回の時にですね、私が口頭で辞表が出たというよう
なことで報告をさせていただきましたが、ただこの会でですね、皆さん方から
議決をいただいて、決定をせなあいかんというふうな決まりがあるそうです。
そういうことで、あの補足についてはですね、3分の1以上の欠員が出来たら
選任をせなあいかんということらしいですが、3分の1に至らないのですね、
前回も言いよったように地域の森田君がやっていただけるというふうなこと
ですので、森田君から手が余るような案件が出てですね、どうしても誰か他
に選んでというふうなことになつたらですね、その時点でまた選ばさせていた
だきたいと思います。

それでですね、農地利用最適化推進委員の大倉裕君から辞表が出てますので、
賛成をしていただく方の举手をいただきたいと思います。やむを得んことです
ので仕方がないですが、議決をいただからなあいかんということですので、
賛成の方の举手をお願いをいたします。

全員挙手

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。

今日の議案についてはですね、以上のようなことで終わらさせていただきます。

引き続いてですね、農地利用最適化推進委員の意見交換会を行いたいと思いますが、15分、その内の時計で15分から再開をしますので、それまで休憩とします。

閉会（14時08分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、正一

署名

水田義郎

署名

森田良彦